



小値賀町公告第23号  
6値総工第33号

揭示期間 R6.6.21 ~R6.7.10

マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事について、公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和6年6月21日

小値賀町長 西村 久之



マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事プロポーザル募集要領

## 1. 業務の概要

### (1)業務名

マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事

### (2)業務場所

小値賀町 大島地区および納島地区

### (3)業務内容

別添『マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事 仕様書』による。

### (4)履行期間

契約日 から 令和7年2月28日 まで

## 2. 参加資格条件

### (1) 公募条件（参加資格条件）

提案者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本工事の申請書等の提出期限から事業者決定の日までの間において、小値賀町長から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかであるものでないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信事業を営む者として登

録もしくは届出を行っていること。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき電気通信工事業の一般建設業の許可を有していること。

カ 令和 6 年 4 月 1 日現在において、インターネット接続サービスを提供していること。

ク 過去 2 年間に、マイクロ無線による伝送路設備構築及び BWA によるインターネット接続サービスの実績を有していること。

## （2）共同提案

本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するための共同提案も可とする。共同提案に参加する者（以下「共同提案者」という。）のすべてが、6（1）のアからオの条件を満たしていること。また、6（1）カからクの要件は、共同提案者のうちいずれかが満たしていること。

## 3. 参加申込及び受付

別添『マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事 公募型プロポーザル実施要領』中、「6. 公募条件、応募期間、応募方法」のとおり。

## 4. プロポーザル方式等の実施概要、提案時期、実施要領の入手方法及び場所

別添『マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事 公募型プロポーザル実施要領』のとおり。実施要領は町ホームページに掲載。

## 5. 提出書類

別添『マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事 公募型プロポーザル実施要領』中、「6. 公募条件、応募期間、応募方法」及び「7. 提案書の作成等」のとおり。

## 6. 担当者・問合せ先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2 3 7 6 番地 1

小値賀町総務課 企画係 田川 昌義

TEL (0959)-56-3111 Fax (0959)-56-4185